

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和4年6月24日

尼崎市長 殿



提出者

住 所 兵庫県西宮市大屋町3番23号

氏 名 大和ハウス工業株式会社 阪神支店

支店長 杉本 裕之

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 07987-65-9232

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	管轄内事業所
事業場の所在地	管轄区域内
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	06総合工事業
②事業の規模	工事完成高 5,954百万
③従業員数	全従業員 120名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	
(管理体制図) 別添2 管理体制図のとおり	

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・住宅系に於ける当社商品の工業化		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・上記の取組に加え、店舗建築に於ける当社商品の採用 ・石膏ボードのプレカット化		

産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・住宅系新築工事では19品目に分別 ・建築系新築工事では7品目に分別 ・解体工事ではリサイクル可能な木くず、がれき類の他混合産廃は出さない
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・上記の分別を継続

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	— t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

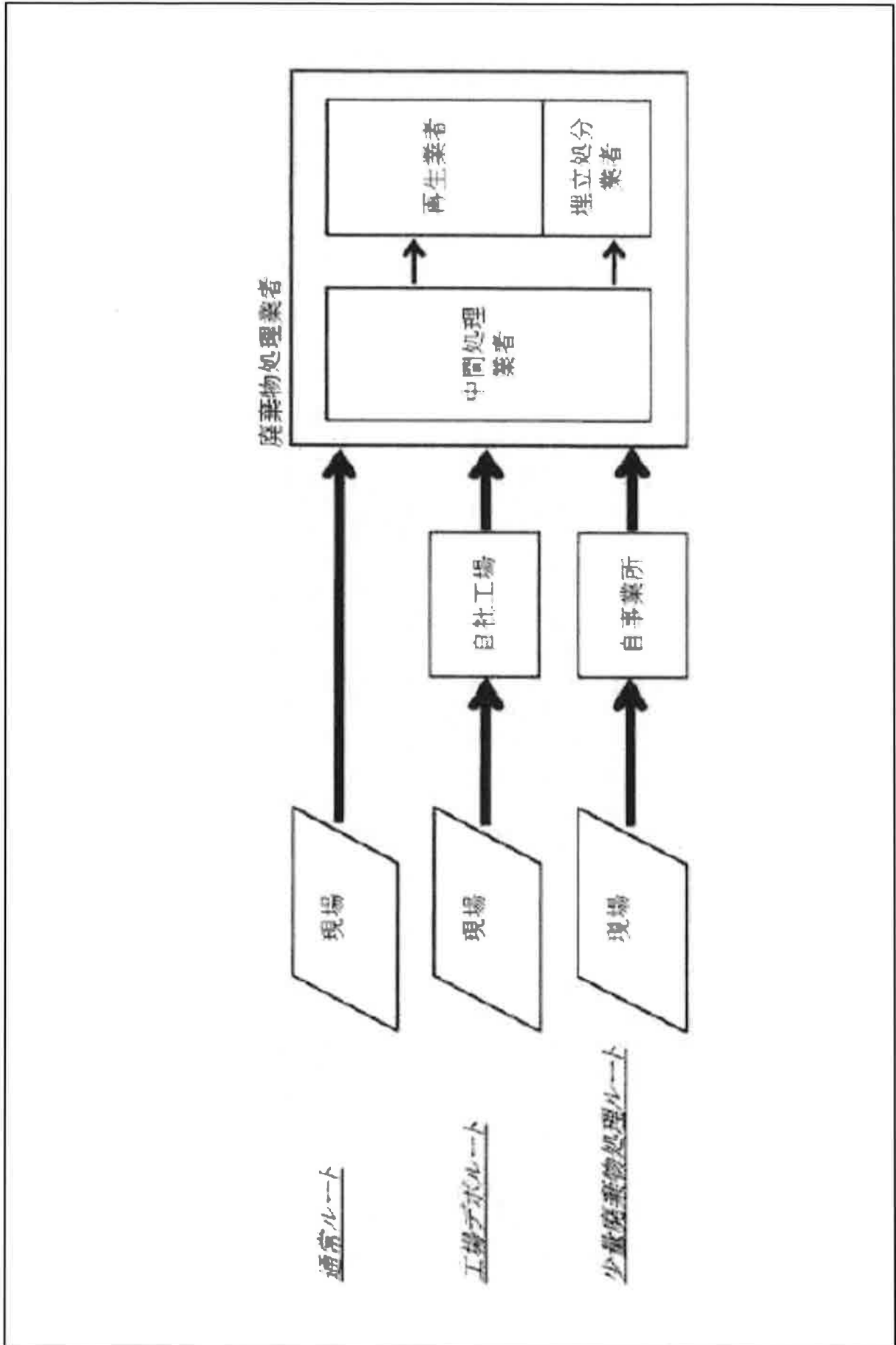
①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・ 建築系は、紙類・金属はゴミにしない 専ら物有価物として譲渡・売却(率を向上させる) ・ 処分場の選定評価制度を導入し、契約書書類と現地審査による評価を毎年行い、良し悪しによる採用不採用を判断および委託基準に従い、書面による契約を実施常により良いリサイクル率・方法を持つ処分場の開拓のための情報収集、電子マニフェストの導入		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築系は、紙類・金属はゴミにしない 専ら物有価物として譲渡・売却(率を向上させる) ・ 処分場の選定評価制度を導入し、契約書書類と現地審査による評価を毎年行い、良し悪しによる採用不採用を判断および委託基準に従い、書面による契約を実施常により良いリサイクル率・方法を持つ処分場の開拓のための情報収集 ・ 産業廃棄物処理委託契約書の電子化導入(パソコン上で契約書作成から締結、保管による法令順守の徹底を図る) 		
※事務処理欄			

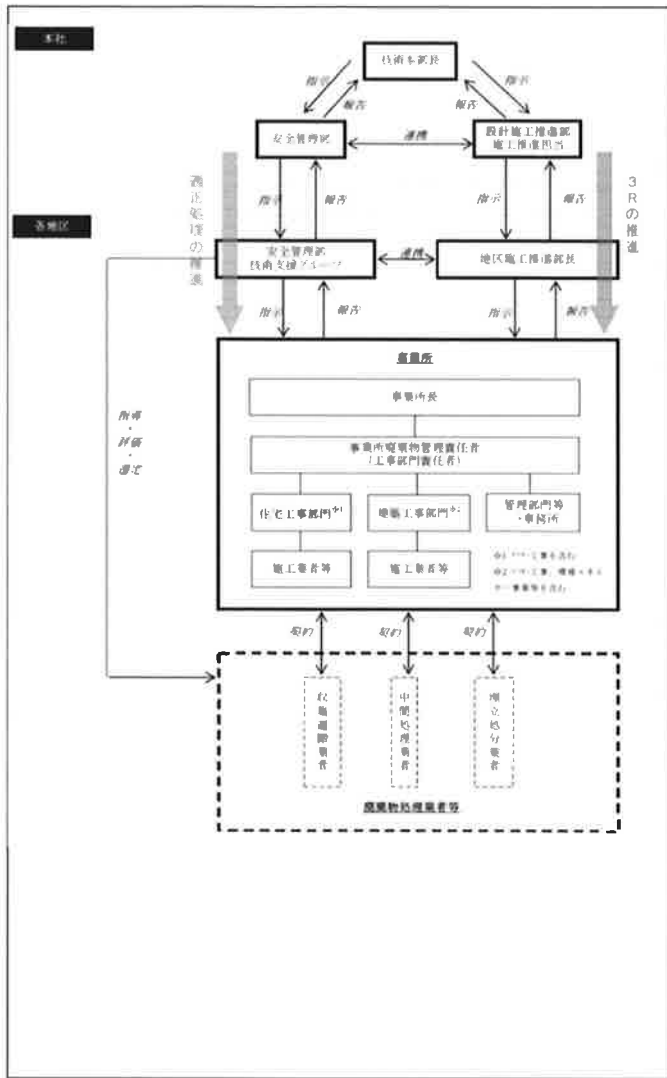
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別添1 処理工程図



別添2 管理体制図



区分	部門	主な職務
本社	安全管理部	【適正処理の推進】 ・方針、計画の策定 ・地区廃棄物管理体制の構築 ・廃棄物、リサイクル関連法の管理、対応 ・集積標準の制定、改訂 ・eシステムの改善 ・教育の計画立案、実施 ・教育コースの整備 ・広域認定の重要申請、報告
	設計施工推進部 (施工推進担当)	【適正処理の推進】 ・教育計画の立案、実施 【3Rの推進】 ・環境行動計画部門別目標の設定、管理 ・改善施策の立案、執行、全国展開
地区	安全管理部 技術支援グループ	【適正処理の推進】 ・行政対応（条例管理、情報収集、事例協議） ・廃棄物処理業者等の評価、選定 ・廃棄物処理業者等の審査審査、現地審査 ・事業所廃棄物処理系統図の内部チェック ・委託基本契約書の承認 ・教育の実施 ・eシステムの運用支援 ・事業所の廃棄物管理状況の監査、指導
	地区施工推進部長	【適正処理の推進】 ・事業所の廃棄物管理状況の監査、指導 【3Rの推進】 ・地区目標の設定、管理 ・フレカント工法の推進 ・梱包レスの推進 ・余剰材削減の推進
事業所	事業所長	【適正処理の推進】 ・適法性の確認 ・事業所廃棄物管理責任者の任命 ・委託基本契約書の締結
	事業所廃棄物管理責任者 (工事部門責任者)	【適正処理の推進】 ・廃棄物処理業者等の現地審査 ・事業所廃棄物処理系統図の作成 ・委託基本契約書の作成 ・現場指導（分別、保管管理等） ・事業所廃棄物管理状況の確認 ・行政対応（報告書類の作成等） 【3Rの推進】 ・改善施策の実施
	住宅工事部門・地域工事部門	【適正処理の推進】 ・マニファテスト運用管理 ・eシステム運用管理 ・現場指導（分別、保管管理等） 【3Rの推進】 ・改善施策の実施

